立憲民主党	支部の数	三七二	三七三
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七二	三七三
		（届出年月日 令和七年六月四日）	
［略］			
日本維新の会	支部の数	二四二	二三九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四二	二三九
		（届出年月日 令和七年六月二十四日）	
［略］			
日本維新の会	支部の数	二四四	二四二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四四	二四二
		（届出年月日 令和七年七月一日）	
国民民主党	支部の数	一五九	一四二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一五九	一四二
		（届出年月日 令和七年七月一日）	
［略］			
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

○総務省告示第五十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、日本維新の会及び立憲民主党から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第三百四十八号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後			
政党の名称	異動事項	新	旧　異動年月日
立憲民主党	支部の数	三七二	三七三　（届出年月日 令和七年七月二十九日）
［略］	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七二	三七二

訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧　異動年月日
立憲民主党	支部の数	三七三	三七四　（届出年月日 令和七年六月四日）
［同上］	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七三	三七四
［同上］			
日本維新の会	支部の数	二四四	二四一　（届出年月日 令和七年六月二十四日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四四	二四一
［同上］			
日本維新の会	支部の数	二四六	二四四　（届出年月日 令和七年七月一日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二四六	二四四
国民民主党	支部の数	一六〇	一四三　（届出年月日 令和七年七月一日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一六〇	一四三
［同上］			